

長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、長岡京駅西口地区等における市民相互のふれあいと交流を図るため、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行うバンビオ広場公園等にぎわい創出事業に要する経費に対し、予算の範囲内において長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、実行委員会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、実行委員会が行うバンビオ広場公園等にぎわい創出事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、バンビオ広場公園等にぎわい創出事業に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 前条の経費に対する補助金の額は、事業費の2分の1以下とし、予算の範囲内において定めるものとする。この場合において、長岡京市ふるさと納税に伴うイルミネーション事業補助金の交付対象となる事業に係る経費は、事業費から除かれるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする実行委員会は、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、4月30日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 実行委員会名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により実行委員会に通知する

ものとする。

(請求及び交付)

第8条 市長は、事業の施行前又は施行中に補助金の一部又は全部を概算交付するものとする。

2 前項の規定による概算交付を受けようとする実行委員会は、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金概算交付請求書(別記様式第5号)に前条の交付決定通知書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

(事業終了報告)

第9条 第7条の規定による補助金の交付の決定を受けた実行委員会は、事業の完了後、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助事業終了報告書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、事業終了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日に市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別記様式第2号)

(2) 収支決算書(別記様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第10条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受領した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金確定通知書(別記様式第7号)により、実行委員会に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定により補助金の交付を受けた場合において、補助金交付済額が実績報告に基づく必要な補助額を超えたときは、実行委員会に対して、その差額を返還させなければならない。

(交付取消等)

第11条 実行委員会が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、補助金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 規則及びこの要綱に違反したとき。

(2) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。

(3) 補助金の交付に付した条件に違反したとき。

(4) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(5) 事業の実施方法が、補助金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の取消等を行った場合において、既に補助

金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第13条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、実行委員会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付申請書

長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金の交付を受けたいので、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 実行委員会名簿

別記様式第2号（第6条、第9条関係）

事業実施計画書
（事業実績報告書）

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第6条、第9条関係）

収 支 予 算 書
 （ 収 支 決 算 書 ）

収 入

（単位：円）

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市補助金			
.....			
.....			
計			

支 出

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
.....			
.....			
計			

（注）支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

長岡京市指令 第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の補助金について、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 補助事業名

2 補助見込額 円

3 補助条件

- (1) この補助金は、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用しないでください。
- (2) 補助事業の内容を変更又は補助事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得てください。
- (3) 補助事業完了後10日以内又は3月31日のいずれか早い日に事業終了報告書を提出してください。
- (4) 補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部を返還させることがあります。
- (5) 補助事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を3年間保管してください。
- (6) 補助事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱の規定を遵守してください。

別記様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金について、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請 求 額 円

2 概算交付が必要な理由

3 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

印

長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助事業終了報告書

年 月 日付で補助金交付決定通知を受けた標記の補助金についての補助事業を完了したので、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

2 完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書

別記様式第7号（第10条関係）

長岡京市指令 第 号
年 月 日

様

長岡京市長 印

長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令 第 号で交付決定をした長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金について、長岡京市バンビオ広場公園等にぎわい創出事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助事業名

2 交付確定額 円